

審判員及び審判指導者等に関する規則

第1節 総則

第1条 [目的]

本規則は、定款第50条に基づき、公益財団法人日本サッカー協会（以下「本協会」という）に登録されたサッカー競技の審判員（以下「サッカー審判員」という）及びフットサル競技の審判員（以下「フットサル審判員」という）並びにサッカー審判員の指導者（以下「サッカー審判指導者」という）及びフットサル審判員の指導者（以下「フットサル審判指導者」という）の資格及び地位に関する事項を定めることを目的とする。

第2条 [本協会の統制]

本協会は、日本国内において行われるすべてのサッカー競技、フットサル競技及びビーチサッカー競技の審判に関する事項について統制する権限を持つ。

第3条 [公式試合のサッカー審判員及びフットサル審判員、サッカー審判指導者及びフットサル審判指導者]

1. 本協会に登録されたサッカー審判員及びフットサル審判員（以下「審判員」という）以外の者は、日本国内における一切の公式試合の審判活動を行うことはできない。ただし、本協会が招聘した外国人審判員はこの限りではない。
2. 本協会に登録されたサッカー審判指導者及びフットサル審判指導者（以下「審判指導者」という）以外の者は、日本国内における一切の公式試合の審判員を指導することはできない。ただし、本協会が招聘した外国人審判指導者はこの限りではない。

第2節 審判員の資格

第4条 [資格の種類]

審判員の資格は、次の9種類とする。

- (1) 1級審判員
- (2) 女子1級審判員
- (3) 2級審判員
- (4) 3級審判員
- (5) 4級審判員
- (6) フットサル1級審判員
- (7) フットサル2級審判員
- (8) フットサル3級審判員
- (9) フットサル4級審判員

第5条 [技能の区分]

1. 1級審判員は、本協会が主催等するサッカー競技の試合（以下「試合」という）の主審を行う技能を有する者とする。
2. 女子1級審判員は、本協会管轄の第2種、第3種、第4種及び女子の試合の主審を行う技能を有する者とする。
3. 2級審判員は、地域サッカー協会が主催する試合の主審を行う技能を有する者とする。
4. 3級審判員は、都道府県サッカー協会が主催する試合の主審を行う技能を有する者とする。
5. 4級審判員は、都道府県サッカー協会を構成する支部及び地区／市区郡町村サッカー協会の傘下の団体、連盟等が主催する試合の主審を行う技能を有する者とする。なお、4級審判員で特に優れた技能を有すると都道府県サッカー協会の審判委員会が認めた者については、都道府県サッカー協会主催の試合において、主審を行うことができる。
6. フットサル1級審判員は、本協会が主催するフットサル競技の試合（以下「フットサル試合」という）の主審及び第2審判を行う技能を有する者とする。
7. フットサル2級審判員は、地域サッカー協会が主催するフットサル試合の主審及び第2審判を行う技能を有する者とする。
8. フットサル3級審判員は、都道府県サッカー協会が主催するフットサル試合の主審及び第2審判を行

う技能を有する者とする。

9. フットサル4級審判員は、都道府県サッカー協会を構成する支部及び地区／市区郡町村サッカー協会の傘下の団体、連盟等が主催するフットサル試合の主審及び第2審判を行う技能を有する者とする。なお、フットサル4級審判員で特に優れた技能を有すると都道府県サッカー協会の審判委員会が認めた者については、都道府県サッカー協会主催のフットサル試合において主審及び第2審判を行うことができる。

第6条 〔資格の認定〕

1. 1級審判員の資格は、2級審判員及び女子1級審判員のうちから、本協会又は地域サッカー協会主催の1級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
2. 女子1級審判員の資格は、女子の2級審判員のうちから、本協会又は地域サッカー協会主催の女子1級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
3. 2級審判員の資格は、地域サッカー協会主催の2級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して所属の地域サッカー協会が認定する。
4. 3級審判員の資格は、都道府県サッカー協会主催の3級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して所属の都道府県サッカー協会が認定する。
5. 4級審判員の資格は、都道府県サッカー協会主催の4級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して都道府県サッカー協会が認定し、資格を認定された都道府県サッカー協会所属の審判員となる。
6. フットサル1級審判員の資格は、フットサル2級審判員、1級審判員及び女子1級審判員のうちから、本協会又は地域サッカー協会主催のフットサル1級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
7. フットサル2級審判員の資格は、地域サッカー協会主催のフットサル2級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して所属の地域サッカー協会が認定する。
8. フットサル3級審判員の資格は、都道府県サッカー協会主催のフットサル3級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して所属の都道府県サッカー協会が認定する。
9. フットサル4級審判員の資格は、都道府県サッカー協会主催のフットサル4級審判員認定審査会において適格と認められた者に対して都道府県サッカー協会が認定し、資格を認定された都道府県サッカー協会所属の審判員となる。
10. 審判員及びフットサル審判員の認定審査基準は、本協会審判委員会が定める。
11. 第3項、第4項、第5項、第7項、第8項及び第9項の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級及び4級審判員、フットサル2級、フットサル3級及びフットサル4級審判員の資格認定を行うことができる。
12. 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判員資格を取得した者については、その技能により適切なサッカー審判員又はフットサル審判員の資格を適宜認定することができる。

第7条 〔資格の有効期間〕

認定後の有効期間は次のとおりとする。なお、年度とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

- (1) 資格を新規に認定された者は、認定日から当該年度末日（3月31日）までとする。
- (2) 資格を更新する者は、4月1日から当該年度末日（3月31日）までとする。

第8条 〔資格認定における除外事由〕

審判員活動の遂行に支障があると認められる者に審判員資格を認定することはできない。

第3節 審判員の登録

第9条 〔資格の新規登録〕

1. 新たに審判員として活動を希望する者は、以下の手続きを経て登録される。
 - (1) 所属する都道府県サッカー協会を決定する。
 - (2) 所属する都道府県サッカー協会が第6条に基いて実施する認定審査会を受講し、適格と認められる。
 - (3) 本協会、地域サッカー協会及び都道府県サッカー協会が定める登録料を納付する。
2. 本協会は、1項で登録された審判員に対して審判証を発行する。

第10条 〔資格の更新〕

審判員の資格の更新は、以下のとおりとする。

- (1) 審判員が翌年度にその資格の更新を希望する場合、資格有効期間内に資格更新の審査をする協会が

定める講習を受講し、適格と認定され、かつ本協会、地域サッカー協会及び所属する都道府県サッカー協会が定めた登録料を支払わなければならない。

(2) 本協会は、資格更新と認定された審判員に対して審判証を発行する。

第11条 〔登録料〕

1. 審判員は、本協会、地域サッカー協会及び所属する都道府県サッカー協会が定める登録料を納付しなければならない。
2. 本協会への登録料は、毎年1年分を納付するものとする。
3. 本協会登録料の金額は、次のとおりとする。

(1) 1級審判員	20,000円
(2) 女子1級審判員	12,000円
(3) 2級審判員	5,000円
(4) 3級審判員	3,000円
(5) 4級審判員	2,500円
(6) 3級審判員(18歳未満)	1,000円
(7) 4級審判員(18歳未満)	500円
(8) フットサル1級審判員	12,000円
(9) フットサル2級審判員	5,000円
(10) フットサル3級審判員	3,000円
(11) フットサル4級審判員	2,500円
(12) フットサル3級審判員(18歳未満)	1,000円
(13) フットサル4級審判員(18歳未満)	500円
4. 資格を更新する審判員の年齢は、更新手続きを行う年度開始日の前日(3月31日現在)の年齢とする。

第12条 〔届出〕

審判員は、届出済の審判員情報に変更を生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより変更しなければならない。

第12条の2 〔所属の変更〕

審判員は、主たる審判活動の場を所属している都道府県サッカー協会から他の都道府県サッカー協会へ変更する場合は、「所属協会変更」を申請し、変更前の都道府県サッカー協会と変更後の都道府県サッカー協会の承認を得なければならない。

第12条の3 〔第二審判登録〕

審判員は、所属する都道府県サッカー協会に加え、恒常的に他の都道府県サッカー協会でも審判活動をする場合は、「第二審判登録」を申請し、所属する都道府県サッカー協会と「第二審判登録」を申請した都道府県サッカー協会の承認を得ることで審判活動の場を広げることができる。

第12条の4 〔休止〕

審判員は、長期で海外勤務をするために日本で審判活動ができない、若しくは、長期の病気、怪我の治療又は妊娠などのために審判活動ができないなど、やむを得ない理由がある場合に限り休止を申請することができる。なお、休止した審判員が活動を再開する場合には、当該審判員は、所定の講習、研修会等に出席する必要がある。

第4節 審判員の義務

第13条 〔遵守義務〕

1. 審判員は、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 法令及び本協会の各種規程・規則を遵守すること。
 - (2) 競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行い、日本のサッカー発展に貢献すること。
 - (3) 所定の講習、研修会等に参加し、審判技能の向上に努めるとともに、審判員としての自覚と責任をもって行動すること。
 - (4) 試合に関して不正行為又は操作を疑われることのないよう自らを厳しく律すること。
 - (5) 差別及び暴力の根絶に向けた努力を継続すること。
 - (6) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。

- (7) 暴力団など反社会的勢力との取引及びあらゆる不当要求を拒否すること。
2. 審判員は、審判活動について、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 主審を行った試合の審判報告書を、所定の期日以内に、その試合の主催サッカー協会長あてに送付すること。

第14条 〔服装等〕

審判員の服装は、シャツ、ショーツ及びソックスのいずれも黒色であることを基本とするが、シャツについては他の色のものを着用することも認める。ただし、いずれの場合も、競技者の服装と明確に区別できる色で、かつ、当該試合を担当する審判員の服装が統一されていることを原則とする。

第5節 審判員の育成

第15条 〔審判講習会〕

1. 本協会は、審判技術向上のため、1級、女子1級審判員講習会を年2回以上、フットサル1級審判員講習会を年1回以上開催する。
2. 審判技術向上のため、地域サッカー協会はサッカー及びフットサルの2級審判員講習会を、都道府県サッカー協会はサッカー及びフットサルの3級、4級審判員講習会を、それぞれ年1回以上開催する。

第6節 審判員の資格適格性の再審査及び指導

第16条 〔審判員の資格適格性の再審査及び指導〕

1. 本協会、該当する地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会は、次の各号に該当する場合、審判員の資格適格性に対する再審査を行うことができる。
- (1) 第5条に規定する技能を有すると認められない場合
- (2) 第13条に違反した場合
- (3) 第31条に定める機関において懲罰が科せられた場合
- (4) その他審判員の資格適格性に疑義が生じた場合
2. 本協会、該当する地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会は、審判員の資格適格性に対する再審査の結果、審判員へ次の指導を行うことができる。
- (1) 注意（口頭による注意）
- (2) 嚴重注意（文書による注意）
- (3) 審判員資格の停止（一定期間の審判員資格の停止）
- (4) 審判員資格の降級（下位の審判員資格への変更）
- (5) 審判員資格の失効（審判員資格を失効させるが、4級審判員又はフットサル4級審判員への申請は妨げない）
- (6) 本項第1号から第5号に代えて、又は第1号から第5号と併せて、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な指導

第7節 審判指導者の資格

第17条 〔資格の種類〕

本協会が認定及び管轄する審判指導者の資格は、次の7種類とする。

- (1) S級審判インストラクター
- (2) 1級審判インストラクター
- (3) 2級審判インストラクター
- (4) 3級審判インストラクター
- (5) フットサル1級審判インストラクター
- (6) フットサル2級審判インストラクター
- (7) フットサル3級審判インストラクター

第18条 〔技能の区分〕

1. S級審判インストラクターは、1級以下のサッカー審判インストラクター並びに1級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
2. 1級審判インストラクターは、2級以下のサッカー審判インストラクター並びに1級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
3. 2級審判インストラクターは、3級のサッカー審判インストラクター並びに2級以下のサッカー審判

員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。

4. 3級審判インストラクターは、3級以下のサッカー審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
5. フットサル1級審判インストラクターは、2級以下のフットサル審判インストラクター並びに1級以下のフットサル審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
6. フットサル2級審判インストラクターは、フットサル3級審判インストラクター並びに2級以下のフットサル審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。
7. フットサル3級審判インストラクターは、3級以下のフットサル審判員の指導、評価及び認定審査を務める技能を有する者とする。

第19条 〔資格の認定〕

1. S級及び1級審判インストラクターの資格は、それぞれ本協会主催のS級又は1級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
2. 2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会主催の2級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して地域サッカー協会が認定する。
3. 3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催の3級審判インストラクター認定審査会に参加して、適格と認められた者に対して、都道府県サッカー協会が認定し、資格を認定された都道府県サッカー協会所属の審判インストラクターとなる。
4. フットサル1級審判インストラクターの資格は、本協会主催のフットサル1級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して本協会が認定する。
5. フットサル2級審判インストラクターの資格は、地域サッカー協会主催のフットサル2級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して所属の地域サッカー協会が認定する。
6. フットサル3級審判インストラクターの資格は、都道府県サッカー協会主催のフットサル3級審判インストラクター認定講習会に参加して、適格と認められた者に対して所属の都道府県サッカー協会が認定し、資格を認定された都道府県サッカー協会所属の審判インストラクターとなる。
7. 審判インストラクター及びフットサル審判インストラクターの認定審査基準は、本協会審判委員会が定める。
8. 第2項、第3項、第5項及び第6項の規定にかかわらず、本協会は、2級、3級の審判インストラクター及び2級、3級のフットサル審判インストラクターの資格認定を行うことができる。
9. 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判指導者等の資格を取得した者については、その技能により適切な級の審判インストラクター又はフットサル審判インストラクターの資格を適宜認定することができる。

第20条 〔資格の有効期間〕

認定後の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 資格を新規に認定された者は、認定日から当該年度末日（3月31日）までとする。
- (2) 資格を更新する者は、4月1日から当該年度末日（3月31日）までとする。

第21条 〔資格認定における除外事由〕

審判指導者活動の遂行に支障があると認められる者に審判指導者資格を認定することはできない。

第22条 〔定年による引退〕

各級の審判指導者の定年による引退は、次のとおりとする。

- (1) S級審判インストラクターは、満65歳となった日が属する年度の最終日（3月31日）に定年により引退する。
- (2) 1級審判インストラクター及びフットサル1級審判インストラクターは、満70歳となった日が属する年度の最終日（3月31日）に定年により引退する。
- (3) 2級、3級の審判指導者の定年については、それぞれ地域サッカー協会、都道府県サッカー協会が定める。

第8節 審判指導者の登録

第23条 〔資格の新規登録〕

1. 新たに審判指導者として活動を希望する者は、以下の手続きを経て登録される。

- (1) 所属する都道府県サッカー協会を決定する。
- (2) 所属する都道府県サッカー協会が第6条に基いて実施する認定審査会を受講し、適格と認められる。

- (3) 本協会、地域サッカー協会及び都道府県サッカー協会が定める登録料を納付する。
2. 本協会は、1項で登録された審判指導者に対して審判証を発行する。

第24条 〔資格の更新〕

審判指導者の資格の更新は、以下のとおりとする。

- (1) 審判指導者が翌年度にその資格の更新を希望する場合、資格有効期間内に資格更新の審査をする協会が定める講習を受講し、適格と認定され、かつ本協会、地域サッカー協会、所属する都道府県サッカー協会が定めた登録料を支払わなければならない。
- (2) 本協会は、資格更新と認定された審判指導者に対して審判証を発行する。

第25条 〔登録料〕

1. 審判指導者は、本協会、地域サッカー協会及び所属する都道府県サッカー協会が定める登録料を納付しなければならない。
2. 本協会への登録料は、毎年1年分を納付するものとする。
3. 本協会登録料の金額は、次のとおりとする。
- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) S級審判インストラクター | 20,000円 |
| (2) 1級審判インストラクター | 10,000円 |
| (3) 2級審判インストラクター | 4,000円 |
| (4) 3級審判インストラクター | 2,000円 |
| (5) フットサル1級審判インストラクター | 10,000円 |
| (6) フットサル2級審判インストラクター | 4,000円 |
| (7) フットサル3級審判インストラクター | 2,000円 |

第26条 〔届出〕

審判指導者は、届出済の審判指導者情報に変更を生じた場合、可及的速やかに所定の手続きにより変更しなければならない。

第26条の2 〔所属の変更〕

審判指導者は、主たる活動の場を所属している都道府県サッカー協会から他の都道府県サッカー協会へ変更する場合は、「所属協会変更」を申請し、所属元の都道府県サッカー協会と所属先の都道府県サッカー協会の承認を得なければならない。

第26条の3 〔休止〕

審判指導者は、長期で海外勤務をするために日本で審判活動ができない、若しくは、長期の病気、怪我の治療又は妊娠などのために審判活動ができないなど、やむを得ない理由がある場合に限り休止を申請することができる。なお、休止した審判指導者が活動を再開する場合には、当該審判指導者は、所定の講習、研修会等に出席する必要がある。

第9節 審判指導者の義務

第27条 〔遵守義務〕

1. 審判指導者は、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 法令及び本協会の各種規程・規則を遵守すること。
- (2) 競技規則等を正しく理解し、常に公平公正な判定を行うよう審判員を指導し、日本のサッカー発展に貢献すること。
- (3) 所定の講習、研修会等に参加し、審判指導技能の向上に努めるとともに、審判指導者としての自覚と責任をもって行動すること。
- (4) 試合に関して不正行為又は操作を疑われることのないよう自らを厳しく律すること。
- (5) 差別及び暴力の根絶に向けた努力を継続すること。
- (6) 暴力団など反社会的勢力とは一切関係をもたないこと。
- (7) 暴力団など反社会的勢力との取引及びあらゆる不当要求を拒否すること。
2. 審判指導者は、審判活動について、次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 実施した講習会、研修会にかかる報告書を、可及的速やかに派遣協会の審判委員会に送付すること。
- (2) 評価を行った審判員にかかる審判アセスメント報告書を、所定の期日以内に派遣協会の審判委員会に送付すること。

第10節 審判指導者の養成

第28条 〔審判指導者講習会〕

1. 本協会は、審判指導者の指導技術向上のため、S級及び1級審判インストラクター講習会を年2回以上、フットサル1級審判インストラクター講習会を年1回以上開催する。
2. 都道府県サッカー協会及び地域サッカー協会は、管轄する審判指導者の指導技術向上のため、それぞれの審判指導者講習会を年1回以上開催する。

第11節 審判指導者の資格適格性の再審査及び指導

第29条 〔審判指導者の資格適格性の再審査及び指導〕

1. 本協会、該当する地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会は、次の各号に該当する場合、審判指導者の資格適格性に対する再審査を行うことができる。
 - (1) 第18条に規定する技能を有すると認められない場合
 - (2) 第27条に違反した場合
 - (3) 第31条に定める機関において懲罰が科せられた場合
 - (4) その他審判指導者の資格適格性に疑義が生じた場合
2. 本協会、該当する地域サッカー協会又は都道府県サッカー協会は、審判指導者の資格適格性に対する再審査の結果、審判指導者へ次の指導を行うことができる。
 - (1) 注意（口頭による注意）
 - (2) 嚴重注意（文書による注意）
 - (3) 審判指導者資格の停止（一定期間の審判指導者資格の停止）
 - (4) 審判指導者資格の降級（下位の審判指導者資格への変更）
 - (5) 審判指導者資格の失効（審判指導者資格を失効させるが、3級審判インストラクター又はフットサル3級審判インストラクターへの申請は妨げない）
 - (6) 本項第1号から第5号に代えて、又は第1号から第5号と併せて、一定期間の社会奉仕活動への従事、書面による反省文の提出その他必要な指導

第12節 審判員及び審判指導者の表彰並びに懲罰

第30条 〔表 彰〕

本協会は、審判技術の向上等に著しく貢献のあった審判員及び審判指導者を表彰する。

第31条 〔懲 罰〕

本協会の規律委員会又は裁定委員会若しくは司法機関組織運営規則に従い本協会の規律委員会又は裁定委員会から懲罰権を委任された都道府県協会等の規律委員会は、司法機関組織運営規則及び懲罰規程に従い、審判員又は審判指導者に対して懲罰を科す。

第13節 審判員及び審判指導者の旅費等

第32条 〔旅 費〕

本協会は、審判員及び審判指導者が本協会の依頼により試合及び競技会の審判又は審判指導を行うことを目的として旅行したときは、本節の定めるところにより、旅費及び手当を支給する。

第33条 〔旅費の費目〕

旅費の費目は、交通費、宿泊費及び日当とする。

第34条 〔旅費の計算方法等〕

旅費の計算方法及び支給基準等は、理事会の決定により別に定める。

第35条 〔日 当〕

本協会は、旅行日につき一定額の日当を支給するものとし、その金額は、理事会の決定により別に定める。

第36条 〔手 当〕

審判員及び審判指導者の手当は、理事会の決定により別に定める。

第37条 〔国内で行われる国際試合の手当〕

前条にかかわらず、F I F Aの規定する「国を代表するチームが参加する試合」又はF I F A若しくはA F Cから派遣された外国人審判員の参加する国際試合における国際審判員、F I F A又はA F Cの審判インストラクター若しくは審判アセッサーの手当は、F I F A又はA F Cの規定による金額とする。

第38条 〔大会等の規定の優先適用〕

本節の規定と大会等の規定が異なる場合は、大会等の規定を優先して適用する。

第39条 〔協 議〕

1. 本節に定めなき事項については、理事会で定める。

第14節 附則

第40条 〔改 正〕

本規則の改正は、理事会の議決を経て、これを行う。

第41条 〔施 行〕

本規則は、2014年4月1日から施行する。

〔改 正〕

2016年 3月10日

2016年11月10日

2017年 4月13日